

定 款

公益社団法人北海道臨床工学技士会

令和7年1月22日改定

公益社団法人北海道臨床工学技士会 定款（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 当法人は、公益社団法人北海道臨床工学技士会と称する。

（事務所）

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

- 2 当法人は、理事会の決議により、必要な地に従たる事務所を設置することができる。
- 3 当法人は、理事会の決議により、必要な地に支部を置くことができる。
- 4 支部の組織ならびに活動内容等必要事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 当法人は、臨床工学技士の職業倫理を高揚するとともに、会員の学術技能の研鑽、資質の向上及び生命維持管理装置をはじめとする機器に支えられた医療・福祉の信頼性の向上に努め、もって道民の医療、福祉の進歩充実に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 前条の目的を達成するため、当法人は、次の事業を行なう。

- (1) 臨床工学の普及啓発に関すること。
 - (2) 臨床工学領域における安全対策事業に関すること。
 - (3) 臨床工学に関する調査研究に関すること。
 - (4) 関連団体との交流に関すること。
 - (5) 臨床工学技士の学術技能の研鑽および資質の向上に関すること。
 - (6) 臨床工学技士の職業倫理の高揚に関すること。
 - (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業の実施に関すること。
- 2 前項に定める事業は、北海道において行うものとする。

第3章 会 員

（会員種別）

第5条 当法人の会員は、次の四種とする。

- (1) 普通会員 当法人の目的に賛同し、入会の申込みをした臨床工学技士の資格を有した個人
- (2) 特別会員 学識経験者で、総会において当法人の運営に寄与するものとして承認された者
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人又は団体

(4) 名誉会員 当法人に対して功績のあった者として会長の推薦を受け、総会で承認された者

2 前項に定める普通会員及び特別会員をもって、正会員とする。

3 正会員は、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第57条第4項の権利（総会議事録の閲覧等）
- (4) 一般法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 一般法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第6条 普通会員として入会しようとする者は、入会手続規定に従い手続きを行い、理事会の承認を得なければならない。

2 当法人の会員は、公益社団法人日本臨床工学技士会に入会することができる。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、普通会員及び特別会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総代議員の議決権の3分の2以上の多数による決議により除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員が次のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、又は失踪宣言を受けたとき
- (2) 解散したとき
- (3) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条の規定により、その資格を喪失したときは、会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

第4章 代議員

(代議員の設置)

第12条 当法人に代議員を置く。

(員数)

第13条 代議員の員数は、45人以内とする

(選出方法及び種別)

第14条 代議員を選出するため、2年に一度、3月末日までに代議員選挙を行う。代議員選挙は、支部ごとに登録された区域別の正会員によって支部ごとに代議員を選出する支部選挙と、全道の正会員によって代議員を選出する全道選挙とする。代議員選挙を行うために必要な詳細は、理事会において別に定める。

2 代議員は、各支部での選挙によって選出される支部代議員と、全会員による全道選挙によって選出される全道代議員の2種別とする。

3 支部代議員の定数を代議員総数の概ね3分の2とし会員数の割合に応じた代議員定数を各支部へ割り当てるものとする。ただし、各支部代議員定数は2名以上8名以内とする。

4 全道代議員の定数を代議員総数の概ね3分の1とする。

(立候補資格)

第15条 代議員は、正会員の中から選ばれることを要し、正会員は前条の代議員選挙に立候補することができる。

2 前条の代議員選挙において、正会員は代議員を選挙する権利を有する。

3 代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員の解任の訴えを提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する「責任追及の訴え」の提起を請求している場合を含む。）は、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、役員の選任および解任ならびに定款変更についての議決権を有しない。

4 監事は、代議員に立候補できない。

(任期)

第16条 代議員の任期は選出の2年目に実施される代議員選挙の終了の時までとする。

2 補充又は増員により選出された代議員の任期は、他の在任代議員の任期の残存期間と同一とする。

(補充)

第17条 代議員は、次の場合、退任する。

- (1) 第9条及び第10条の規定により会員資格を喪失したとき
- (2) 監事に就任したとき

2 代議員が欠け、代議員総数の8割以下になった場合は、不足した種別ごとに代議員補充選挙を実施する。

(報酬等)

第18条 代議員は、無報酬とする。

2 代議員には費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て第28条第2項に規定された会長が別に定める。

第5章 総 会

(構成)

第19条 総会は、代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第20条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 代議員の解任
- (3) 役員の選任又は解任
- (4) 役員の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 会費等の額
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第21条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とし、定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき

(2) 総代議員の議決権の5分の1以上を有する代議員から総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求が会長にあったとき

(招集)

第22条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総代議員の議決権の5分の1以上を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があったときは、会長はその請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

4 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただしこの通知は、政令で定めるところにより、代議員の承諾を得て、電磁的方法によることができる。

5 総会に出席しない代議員が書面又は電磁的方法で議決権を行使することができるることとするときは、前項の通知は、開催日の2週間前までに発しなければならない。

6 前項の場合、理事はこの通知に際して、法務省令で定めるところにより、一般法人法第41条第1項に規定する社員総会参考書類および議決権行使書面を交付しなければならない。ただし理事は、第4項の承諾をし、書面交付の請求しない代議員に対しては、社員総会参考書類および議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

7 電磁的方法で議決権を行使することができるることとする場合、理事は、第4項の承諾をしていない代議員から、総会の日の1週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があったときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該代議員に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、会長とする。

(議決権)

第24条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第25条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) 合併

(6) 事業の全部又は一部の譲渡

(7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理及び書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第26条 総会に出席できない代議員は、代理出席又はあらかじめ通知された項目について書面または電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

2 代理出席により議決権を行使する場合は、総会に出席する者に代理権を授与することを書面又は電磁的方法で当法人に証明しなければならない。

3 書面により議決権を行使する場合は、代議員は、総会の日時の直前の業務時間の終了時までに、必要な事項を記載した議決権行使書面を当法人に提出しなければならない。

4 電磁的方法により議決権を行使する場合は、代議員は、法令で定めるところにより、当法人の承諾を得て、総会の日時の直前の業務時間の終了時までに、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法で当法人に提出しなければならない。

5 前3項の規定により行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第27条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び出席した代議員の中から総会において選出された議事録署名人2名が記名押印又は電子署名するものとする。

第6章 役 員

(役員及び員数)

第28条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事11名以上20名以内

(2) 監事2名

2 理事のうち、1名を会長とし、副会長を2名以上3名以内、常務理事を2名以上11名以内、外部理事を2名以上5名以内とする。

3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、同項の副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は当法人の理事及び使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、法令に規定する職務を執行するほか、次の区分に応じ、それぞれに規定する事項の職務を執行する。

- (1) 会長は、当法人を代表し、業務を執行する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、業務を掌理し、会長に事故あるときは予め理事会の定める順序により、その業務執行に係る職務を代行する。
 - (3) 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。また、会長及び副会長ともに事故あるときは、予め理事会の定める順序により、その業務執行に係る職務を代行する。
- 2 会長及び副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 前2項の規定に関わらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了する時までとし、増員により選任された理事の任期については、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。

(欠員)

第33条 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後、それぞれ新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第34条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(役員の解任)

第35条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の多数による総会の決議を要する。

(損害賠償責任の免除)

第36条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 顧問

(顧問)

第37条 当法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 会長の求めに応じて当法人の運営に助言することができる。
- 4 顧問は、重要な会務について会長の諮問に答える。
- 5 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。
- 6 顧問は、総会の決議によって解任することができる。
- 7 顧問は無報酬とする。ただし費用を弁償することができる。
- 8 顧問について、その他必要事項は、これを別に定める。

第8章 理事会

(理事会の構成)

第38条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第40条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会の定める順序により副会長が招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、

理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項の通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第42条 理事会の決議は、過半数が出席しその過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第43条 会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 会長は、各事業年度開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(余剰金の分配)

第47条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第48条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(合併)

第51条 当法人は総会の決議により合併することができる。

(事業の全部又は一部の譲渡)

第52条 当法人は、総会の決議により事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(残余財産の帰属)

第53条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告が出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 事務局

(事務局)

第55条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第13章 雜則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。